

令和8年8月6日
教育委員会事務局

私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の支給について

(付議の要旨)

区立小・中学校に在籍していない児童・生徒の保護者等を対象とした学校給食費相当額の補助を実施する。

1 主旨

令和8年度から都が実施している「東京都私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業」を活用し、子育て世帯への経済的支援や教育費の負担軽減を図るため、私立小・中学校への就学者をはじめ、世田谷区立小・中学校に在籍していない者の保護者等を対象とした学校給食費相当額の給付金（私立小・中学校等学校給食費相当額給付金（以下「給付金」という。))を支給する。

2 対象者数の見込み

約 16,900 人（内私立校：約 14,100 人、国立校他：約 2,800 人）

3 支給要件

以下の要件を満たす者の保護者等へ支給する。

- (1) 世田谷区の住民基本台帳に登録されている児童・生徒
- (2) 世田谷区立小・中学校に在籍していない小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒

※ただし、以下に該当する場合を除く。

- ・世田谷区立小・中学校以外の公立学校に就学し、その学校で給食費無償化の対象となっている場合
- ・生活保護、東京都就学奨励事業など、他制度により学校給食費相当額の支援を受けている場合
- ・ほっとスクールに通室している児童・生徒のうち、昼食の提供や昼食費相当額の補助を受けている場合

4 基準日

令和8年12月1日

基準日時点において支給要件を満たす場合は年額を支給する。ただし、年度途中に住民登録や学籍の異動があった場合は、給付金の額を調整する。なお、給付金は月額により算定し、支給要件を具備した日の属する月の初日に当該要件を満たさない場合は、翌月から支給する。

※今年度については、12月1日以降各月の初日に支給要件を具備した場合、月額を支給する。（別紙「参考資料」のとおり）

5 児童・生徒一人あたりの支給額

	月額	年額（月額×11 か月）
小学生	6,700 円	73,700 円
中学生	8,100 円	89,100 円

※区立小・中学校における学校給食費相当額（月額）を基準として算定し、8月を除く11か月分を支給する。

6 支給開始時期（予定）

令和8年度分：令和9年2月

7 支給方法

- （1）住民基本台帳及び学齢簿に基づき対象者を抽出し、申請書を送付する。
- （2）電子申請又は紙の申請を受け付けたのち、審査する。
- （3）対象者へ支給決定した旨を通知する。
- （4）対象者の口座へ給付金を振り込む。

※申請書類の送付、審査、問合せ対応等の業務は、事業者へ委託する。

8 予算

（1）歳出

1,455,040 千円

《内訳》給付金：1,405,429 千円（内私立校 1,182,009 千円）、

事業経費：49,611 千円

（2）歳入

577,452 千円 ※都補助を充当（補助率 1/2）

9 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月 文教常任委員会報告

教育委員会報告

第3回区議会定例会に提案（補正予算）

11月 委託先事業者との契約

令和9年 1月 申請書発送

2月 給付金支給開始

10 参考資料

- ・私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の主な支給例
- ・「私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業について」（東京都）

私立小・中学校等学校給食費相当額給付金の主な支給例

【基本】



- ①基準日において、4月1日以降の区内在住要件を満たし、かつ、学齢簿において私立学校等の在籍者であることなど、「区立小・中学校に在籍していないこと」が確認できた場合、1年分を支給する(8月を除く11か月分)。

【転入】



- ①基準日に要件を満たすことを確認したうえで、9月から3月までの7か月分を支給する(上記【基本】のとおり)。
- ②2月から3月の2か月分を別途申請に基づき支給する。

【転出】



- ①基準日に区内在住要件を満たしていないため不支給。
- ②申請書に記載させた転出予定日を確認後、基準日に要件を満たすことを確認したうえで、4月から12月分(8月除く)の8か月分を支給する。

1 制度趣旨

区市町村が、公立小・中学校における支援との均衡を図るため、私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対して給食費相当額の補助を実施する場合に、都が支援を実施

2 補助の概要

(1) 補助対象

私立小・中学校（義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部及び中学部））に通う児童・生徒の保護者等に対し、給食費等負担軽減事業を実施する区市町村

(2) 対象経費

区市町村が私立小・中学校等の児童生徒の保護者に補助する給食費相当額

※公立小・中学校と同様、**区市町村が不登校児童・生徒等の非喫食者を支援の対象とする場合、都が支援**

※準要保護、特別支援学校の児童・生徒について、**重複する支援を受けていない場合、対象**

私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助事業について

2 補助の概要（続き）

（3）補助率及び補助額

補助率：1/2

補助額：各自治体における給食費相当額の範囲内で以下の金額を上限に補助

小学校（1月あたり）

低学年：6,346円、中学年：6,754円、高学年：7,215円、

特別支援学校（小学部）：7,889円

中学校（1食あたり）

全学年：464円、特別支援学校（中学部）：515円

※島しょ部については、輸送を踏まえ別途基準を設定

（4）令和8年度当初予算額

15億円

（5）申請開始時期

令和8年7月24日（金）～8月21日（金）

※事業開始が年度途中からの場合でも、4月分から補助対象とできるよう、
要綱の適用日を4月1日とする